

訪問看護ステーション運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条

財団法人河田病院が開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた精神障害者・老人等に対して、適正な指定訪問看護の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、療養生活を支援し、全体的な日常生活動作、心身の機能維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 訪問看護ステーション とみまち
- （2） 所在地 岡山市富町2丁目16-27

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- （2）看護職員 ：看護師又は准看護師 常勤換算3人以上（管理者含む） 介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- （3）理学療法士、作業療法士：必要に応じて配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までをのぞく。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- （3）電話による連絡は、24時間連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- （1）訪問看護の利用希望者は、かかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- （2）利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- （1）病状・障害の観察
- （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3）食事及び排泄等日常生活の世話
- （4）褥瘡の予防・処置
- （5）リハビリテーション
- （6）精神障害者の看護

- (7) ターミナルケア
 - (8) 家族・介護者への支援
 - (9) 療養生活や介護方法の指導
 - (10) 医療機器等の管理
 - (11) その他医師の指示による医療処置
- (緊急時などにおける対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第9条 ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 ステーションは、指定訪問看護の提供に当たり、当該ステーションの看護師または養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第10条 ステーションは、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用出来るように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第11条 ステーションは、指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは指定訪問看護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用料等)

第12条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の了解を得ることとする。
- 3 その他の利用料として、次の額を徴収する。

- (1) 営業時間内で90分を超える訪問看護料：30分あたり1,000円
- (2) 営業時間以外や休日の訪問看護料

通常のコストに3,000円を加算する。

- 4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア	ステーションから	片道5キロ未満	無料
イ	ステーションから	片道5キロ以上10キロ未満	200円
ウ	ステーションから	片道10キロ以上15キロ未満	300円
エ	ステーションから	片道15キロ以上一律	400円

- 5 死後の処置料 15,000円

- 6 キャンセル料 1,000円

7 日常生活上の必要物品 実費

(その他運営についての留意点)

第13条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は財団法人河田病院理事会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年 4月 10日から施行する